

保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則

(2024年3月18日 営工企第1098号)

改正(2024年8月8日 営工企第2013号)(ア)

(目的)

第1条 この細則は、第2条第1項第1号に規定する関連規程等に基づき、成田国際空港（以下、「空港」という。）における、航空運送事業者による保証金の預託及び使用料等の支払等に関し、必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この細則において使用される用語は、次の各号に定める意味を有するものとし、この細則に定めがない用語については、関連規程等の定めによるものとする。

- (1) 「関連規程等」とは、成田国際空港管理規程、手荷物取扱施設等供用規程、旅客サービス施設等料金規程、チェックインカウンター施設供用規程及び成田国際空港株式会社（以下、「会社」という。）と航空会社間で締結される契約においてこの細則の適用を定めたものを総称していう。
- (2) 「既存航空運送事業者」とは、2023年4月1日から2024年3月31日の間に空港において定期運航を行っている航空運送事業者をいう。
- (3) 「保証金の預託」とは、関連規程等及びこの細則の規定に基づき実施する保証金の預託をいう。
- (4) 「使用料等」とは、関連規程等に基づいて会社が算出した使用料に消費税及び地方消費税の相当額（ただし、消費税法（昭和63年法律第108号）第7条の規定に基づき消費税を免除することとされた航空機に係る着陸料、停留料を除く）を加算した額をいう。
- (5) 「空港施設」とは、関連規程等に定める施設をいう。

(定期運航を行う航空運送事業者による保証金の預託)

第3条 定期運航を行う航空運送事業者（以下、「定期運航者」という。）は、関連規程等に基づき保証金を預託するにあたっては、就航予定日の30日前までに、届出書（第1号様式）に必要事項を記入し、会社に提出するものとする。会社は、届出内容に基づいて別表に定める計算式により保証金の額を算出し、定期運航者に通知書（第1号様式）で通知することとする。なお、保証金に利息は付さないものとする。

2 定期運航者は、前項の通知書に記載の金額について、就航を開始する日の前日までに、次の各号に定めるいずれかの方法で保証金を預託しなければならない。ただし、事前に会社から書面に基づく承認を得た場合に限り、就航を開始する日以降、会社が新たに指定する期限までに保証金を預託することができる。

- (1) 全額を日本国通貨にて預託する。
- (2) 全額又はそれ以上の金額について、以下の全ての条件を満たす保証書又はスタンダードバイ信用状（以下、「銀行保証書等」という。）を提出する。
 - (i) 会社が指定する書式（第2号様式）又は記載内容が第2号様式に準ずるものとして会社が承認した書式であること

- (ii) 銀行法第4条第1項規定の内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者であること
 - (iii) 格付け会社 Moody's、Standard&Poor's、Fitch、JCR 又は R&I の5社のうちいずれかの評価がA格以上の銀行が発行者であること
 - (iv) 払い出しの請求先及び請求額の払い出し等当該保証書に関する手続きの全てを日本国内に所在する本店又は支店に指定していること
 - (v) 保証期間が翌年度の6月末日まで、又はそれを超えるものであること。ただし、会社が認めた場合はこの限りではない。
- 3 保証金の金額は毎年度見直すものとし、既に保証金を預託している定期運航者は、毎年2月末までに、変更届出書（第3号様式）に必要事項を記入し、会社に提出するものとする。保証金の預託方法の変更に係る申出は、変更届出書提出の際に限るものとする。会社は、届出内容に基づいて別表に定める計算式により保証金の額を算出し、その金額と既に預託されている保証金の金額を比較し、差額及びその精算について通知書（第3号様式）により通知するものとし、次の各号のいずれかの方法により、毎年4月末日までに、差額を精算する。
- (1) 日本国通貨による預託を継続する場合は、当該年度の保証金の額が前年度の保証金の額を上回る場合は、定期運航者はその差額について追加で預託し、当該年度の保証金の額が前年度の額を下回る場合は、会社はその差額について当該定期運航者の請求により返還する。
 - (2) 新たに日本国通貨による預託を開始する場合は、定期運航者は通知金額を預託し、会社は、当該預託の後に既に提出されていた銀行保証書等を返還する。
 - (3) 銀行保証書等の提出による場合は、精算の有無に関わらず、定期運航者は通知を受けた金額に関し、第2項第2号に定める全ての要件を満たす銀行保証書等を新たに提出し、会社は、当該保証書の提出の後に、既に預託されていた現金又は銀行保証書等を返還する。現金の返還にあたっては、当該定期運航者の請求により返還する。
- 4 定期運航者の提出した当該銀行保証書等が、その有効期限内に第2項第2号に定める条件のいずれかを満たさなくなった場合、当該定期運航者は、会社に対し遅滞なくその旨を報告したうえで、第2項に従い新たな（1）現金の預託、又は（2）銀行保証書等の提出をするものとする。
- 5 保証金を預託した定期運航者が、空港における定期運航を終了する場合は、その定期便の最終運航後、使用料等に係る保証金返還申請書（第4号様式）を会社に提出し、保証金の返還を申請するものとする。会社は、履行期限が到来した使用料等に関し、現金が預託されていた場合は保証金から控除し、銀行保証書等が提出されていた場合は当該銀行保証に基づく発行銀行に対する支払要請により、回数を問わず精算できる。会社は、保証金返還承認書（第4号様式）により返還内容を通知したうえで、残額がある場合は、定期運航者からの請求により、預託された現金又は銀行保証書等を返還するものとする。この場合において、定期運航者において使用料等以外の債務がある場合は、会社は当該残額と相殺することができるものとする。

（保証金の預託の免除又は減額）

第4条 会社は、既存航空運送事業者については、次の各号に該当した場合を除き、保証金の

預託を免除するものとする。

- (1) この細則の施行日後に会社に対する使用料等について、会社が指定した期限から 30 日以上納入を遅滞した場合
- (2) 次のいずれかに該当した場合
 - (i) 仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申立てその他担保権の実行等の保全措置がとられたとき
 - (ii) 破産、会社更生、民事再生等の申立てがあったとき、清算手続に入ったとき又は銀行取引の停止処分を受けたとき
 - (iii) 代表者が後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
 - (iv) 裁判所の命令その他の理由による管財人の選任があったとき
 - (v) 会社に対する債務の履行の遅滞その他債務の不履行があったとき又は債務の履行に極めて重大な支障が生ずるおそれがあるとき
 - (vi) 航空運送事業にあっては、その事業の停止命令があったとき又はその事業の許可が取り消されたとき
 - (vii) 経営上の理由により、会社に対し相当の期間をおいた予告をすることなく空港への定期的な運航をすべて取りやめたとき
 - (viii) その他、上記各号に類する事由が生じたとき
- 2 既存航空運送事業者が前項各号に該当したことにより保証金を預託するにあたっては、前条第1項及び第2項を準用するものとし、同条第1項中「就航予定日の 30 日前」及び同条2項中「就航を開始する日の前日」とあるのは、「会社が指定する期日」に読み替えるものとし、同条第2項の但し書きは適用しない。
- 3 既存航空運送事業者が第1項各号のいずれかに該当した場合であっても、会社が適当と認める場合には、保証金の預託を減額することができるものとする。
- 4 会社は、既存航空運送事業者以外の定期運航者について、会社が適当と認めた場合は、保証金の預託を免除又は減額（以下「免除等」という。）することができる。

（運休した定期運航者が運航を再開する場合の保証金の預託）

第5条 定期運航者が運休した後に運航を再開する場合は、第3条1項及び第2項に基づき保証金を預託するものとする。この場合において、運休に係る最終運航日についてはこの細則の施行日の前後を問わない。ただし、定期運航者が、最終運航日の翌日から1年以内に運航を再開し、かつ、最終運航日の時点で前条に基づき保証金の預託を免除等されていた場合は、前条の規定を適用する。

（使用料等の前納）

第6条 会社が定期運航者に使用料等を前納させることができる場合は、次の各号のいずれかに該当した場合とする。この場合において、会社は毎年度定期運航者の使用料等の支払状況等を考慮のうえ判断する。

- (1) この細則の施行日以降、会社に対する使用料等について、会社が指定した期限から 30 日以上納入を遅滞した場合
- (2) 第4条第1項第2号に定める事項のいずれかに該当した場合

- (3) 第5条に基づき保証金を預託する場合で、運航を再開する前に第4条第1項第2号に定める事項のいずれかに該当した場合
 - (4) 保証金を預託していない場合
- 2 前項に基づき使用料等を前納する定期運航者は、会社が指定する日までに翌月の運航予定便数を会社に通知しなければならない。会社は別表に定める単価及び当該定期運航者より通知された便数を用いて翌月の使用料等の前納金額を算出し、これを当該定期運航者に通知し、定期運航者は、会社が指定する日までに、翌月の使用料等を日本国通貨にて前納するものとする。なお、前納した額と実際の使用料等の額とに差額が生じた場合には、会社は定期運航者に返金又は追加で使用料等の請求を行い、これを精算するものとする。ただし、定期運航者が保証金を預託していない場合、本項に定める使用料等の前納による支払を一部しか行わない場合、又は第8条に定める使用料等の支払を行わない場合には返金は実施しない。
- 3 前項の場合において、会社が定期運航者に返金すべき使用料等については、会社が指定する月の前払金に充当するものとする。
- 4 第2項の場合において、会社が追加で請求する使用料等については、定期運航者は、会社が指定する月の前払金に加算して支払うものとする。

(保証金の預託等を遅滞した場合の取り扱い)

第7条 定期運航者が、保証金の預託、前条及び第8条に定める使用料等の支払を遅滞した場合は次の各号のとおりとする。

- (1) 預託する保証金について、保証金の預託を開始した年度に遅滞した場合は、第3条1項に定める額の2倍の額とし、翌年度以降に遅滞した場合は、同条3項に定める額の2倍としたうえ、定期運航者は、会社が指定する日までに不足分を預託する。
- (2) 第4条第3項及び第4項に基づく保証金の預託の免除等を受けた者については、免除等を取消すものとし、会社が指定する日までに第3条1項に基づき保証金を預託する。
- (3) 会社が支給するインセンティブのうち、その支給について定める根拠規程類にこの細則の適用を定めているものについては、留保分を含めて受給する権利を失うものとする。
- (4) 会社は空港施設の使用停止その他必要な措置を講ずることができる。

(期限の利益の喪失)

第8条 会社が定期運航者に対して期限の利益を喪失させることができる場合は、第4条第1項第2号に定める事項のいずれかに該当した場合とし、定期運航者は、会社が指定する日までにその使用料等を支払わなければならないものとする。なお、期限の利益を喪失したことにより生じた損害については、会社は賠償の責めを負わないものとする。

(延滞金)

第9条 会社は、定期運航者が保証金の預託及び使用料等の支払を遅滞したときは、その遅滞した金額に対し、預託又は支払期限の翌日からその完了に至るまで、年14.5%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(保証金の充当)

第 10 条 保証金を預託した定期運航者が、第 4 条第 1 項第 2 号に定める事項のいずれかに該当した場合は、会社は支払期限が到来した使用料等の額が多いものから順に保証金を当該使用料等の弁済に充当することができるものとする。この場合において、運航を終了する場合を除き、当該定期運航者は充当により生じた保証金の不足分を会社が指定する期日までに預託する。

(第三者への譲渡禁止等)

第 11 条 保証金を預託した定期運航者は、保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保設定するなどの一切の処分をしてはならない。

(航空運航支援事業者等による使用料等の代理手続)

第 12 条 定期運航者がその委託により、航空運航支援事業者等に代理で本細則に定める手続きをさせる場合、定期運航者は、これに係る一切の手続きについて代理権を与えたことを示すため、会社に委任状（第 5 号様式）を提出するものとする。

ただし、この場合の保証金の預託方法については、第 3 条第 2 項第 1 号に限る。（ア）

(契約の成立及び内容の変更)

第 13 条 この細則に定める定期運航者は、この細則の内容を承諾の上、空港を利用するものとする。

2 会社は、この細則の内容を変更することができるものとする。

(雑則)

第 14 条 この細則の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、この細則に定めのない事項については、日本法を適用するものとする。

2 この細則に定めのない事項が生じた場合は、会社と定期運航者は双方協議するものとする。
3 この細則から又はこの細則に関連して生ずることがある全ての紛争、論争又は意見の相違については、その時点で施行されているシンガポール国際仲裁センターの仲裁規則に従いシンガポールにおける仲裁に付託され、それにより最終的に解決されるものとする。ただし、銀行保証書等に関する場合は千葉地方裁判所又は会社の所在地を管轄する簡易裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

附 則（2024 年 3 月 18 日営企第 1098 号）

1 この細則は、2024 年 4 月 1 日から施行する。
2 この細則施行前に既に会社と保証金の預託に関する合意書を締結している定期運航者は、当該合意書が終了した後も、引き続き保証金を預託し、その取扱いはこの細則に基づくものとする。

附 則（2024 年 8 月 8 日営企第 2013 号）（ア）

この細則は、2024 年 9 月 1 日から施行する。

別表（第3条関係）(ア)

1 初年度に預託すべき保証金の額は、以下の表に記載された1便当たりの単価に就航月の翌月から3箇月の間に運航が想定される便数を乗じて算出される額に、旅客便においては、月当たりの単価に3を乗じて算出される額を加えた金額とする。

2 保証金の預託を開始した翌年度以降預託すべき保証金の額は、以下の表に記載された1便当たりの単価に翌年度4月から3箇月の間に運航が想定される便数を乗じて算出される額に、旅客便においては、月当たりの単価に3を乗じて算出される額を加えた金額とする。ただし、第4条第3項及び第4項の適用を受け、保証金の預託を減額されている定期運航者については、その内容を踏まえ算出した金額とし、第7条第1項第1号の適用を受け、預託する保証金が倍額となっている定期運航者については、上記の計算式により算出された金額の倍額とする。これにより算出した金額と既に預託している保証金の額を比較し、その差額が上下10%（小数点以下切り捨て）を超えない範囲に収まる場合は、精算を行わないものとする。

3 国内線については、成田国際空港に着陸する直前に離陸した空港に従い次のとおり分類する。

（分類名） （成田国際空港に着陸する直前に離陸した空港）

- ・グループ①・・・新千歳、伊丹、福岡
- ・グループ②・・・関西、広島、高松、松山、北九州、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、釧路、函館、高知、米子、岩国、徳島、小松、旭川、帯広、女満別、秋田、山口宇部、青森、庄内、富山、神戸、鳥取、出雲、岡山、佐賀、中部、稚内、紋別、中標津、丘珠、三沢、大館能代、山形、能登、南紀白浜、石見、その他
- ・グループ③・・・那覇、離島（下地島、石垣島、奄美大島を含む）

4 以下の表に定めのない単価については、定期運航者は会社に対して運航に使用する航空機の詳細を申告するものとし、会社はその申告内容に基づいて単価を算出し、定期運航者に通知することとする。

(1) 国際線 1便当たりの単価

単位：円

型式	定期旅客便			定期貨物便
	第1ターミナル	第2ターミナル	第3ターミナル	全ターミナル共通
A20N	693,000	698,000	458,000	135,000
A21N	879,000	884,000	579,000	161,000
A306	1,203,000	1,208,000	847,000	340,000
A319	595,000	600,000	396,000	130,000
A320	735,000	740,000	486,000	143,000
A321	834,000	839,000	559,000	177,000
A332	1,276,000	1,281,000	930,000	450,000
A333	1,430,000	1,435,000	1,018,000	440,000
A339	1,451,000	1,456,000	1,020,000	412,000
A343	1,262,000	1,267,000	937,000	482,000
A359	1,407,000	1,412,000	1,012,000	458,000
A35K	1,585,000	1,591,000	1,151,000	539,000
A388	2,485,000	2,490,000	1,850,000	963,000
B38M	722,000	726,000	478,000	143,000
B737	572,000	576,000	384,000	134,000
B738	755,000	759,000	502,000	160,000
B739	743,000	747,000	493,000	150,000
B744	1,869,000	1,874,000	1,363,000	800,000
B748	1,777,000	1,783,000	1,304,000	730,000
B752	970,000	975,000	650,000	260,000
B763	1,012,000	1,017,000	722,000	340,000
B764	1,177,000	1,182,000	845,000	380,000
B772	1,473,000	1,478,000	1,070,000	499,000
B773	1,801,000	1,807,000	1,259,000	487,000
B77L	1,568,000	1,573,000	1,183,000	640,000
B77W	1,579,000	1,584,000	1,187,000	637,000
B788	1,144,000	1,149,000	825,000	378,000
B789	1,236,000	1,241,000	899,000	425,000
B78X	1,409,000	1,414,000	995,000	408,000
BCS3	605,000	610,000	395,000	112,000
E190	498,000	502,000	326,000	101,000
MD11	1,459,000	1,464,000	1,091,000	620,000

(2) 国内線 1便当たりの単価

単位：円

型式	定期旅客便					
	第1ターミナル及び第2ターミナル			第3ターミナル		
型式	グループ①	グループ②	グループ③	グループ①	グループ②	グループ③
A20N	315,000	275,000	216,000	290,000	250,000	191,000
A21N	398,000	344,000	262,000	370,000	316,000	234,000
A320	323,000	279,000	214,000	298,000	255,000	189,000
A321	351,000	302,000	229,000	325,000	276,000	203,000
B735	253,000	218,000	166,000	233,000	199,000	147,000
B737	258,000	221,000	166,000	239,000	202,000	147,000
B738	328,000	282,000	212,000	304,000	258,000	188,000
B763	497,000	415,000	293,000	468,000	386,000	263,000
B772	770,000	640,000	444,000	727,000	597,000	401,000
B77W	725,000	577,000	355,000	694,000	546,000	325,000
B788	558,000	449,000	286,000	533,000	424,000	260,000
B789	635,000	506,000	312,000	608,000	479,000	285,000
CRJ7	137,000	116,000	84,000	139,000	118,000	86,000
DH8D	93,000	88,000	80,000	95,000	89,000	81,000
型式	定期貨物便					
	全ターミナル共通			グループ①	グループ②	グループ③
A20N	133,000	93,000	34,000			
A21N	182,000	127,000	45,000			
A320	145,000	101,000	36,000			
A321	163,000	114,000	40,000			
B735	113,000	79,000	27,000			
B737	123,000	86,000	30,000			
B738	154,000	107,000	37,000			
B763	271,000	190,000	67,000			
B772	431,000	301,000	105,000			
B77W	489,000	342,000	120,000			
B788	362,000	253,000	90,000			
B789	428,000	299,000	106,000			
CRJ7	69,000	48,000	16,000			
DH8D	22,000	16,000	8,000			

(3) 月当たりの単価

単位：円

型式	定期旅客便					
	国際線			国内線		
型式	第1ターミナル	第2ターミナル	第3ターミナル	第1ターミナル	第2ターミナル	第3ターミナル
全型式	-	-	1,020,000	557,000	560,000	2,700,000

第1号様式（第3条関係）

保証金預託に係る届出書（新規）

年　月　日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長

様

住 所
会社名
役職名
氏 名

印

保証金の預託等にあたり、保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則について承諾の上、以下のとおり届出いたします。

預託の方法	<input type="checkbox"/> 現金の預託 <input type="checkbox"/> 銀行保証書等の提出 (発行銀行名:)
就航予定日	
使用ターミナル	<input type="checkbox"/> T 1 <input type="checkbox"/> T 2 <input type="checkbox"/> T 3
内際区分	<input type="checkbox"/> 国際線 <input type="checkbox"/> 国内線
飛行目的	<input type="checkbox"/> 旅客便 <input type="checkbox"/> 貨物便
使用機材 ※複数の機材がある場合は、使用頻度が最も多い型式とする	型 式： 便 数：
別表による分類 (国内線のみ)	グループ： 直前離陸空港：

—————以下、会社記入欄（記入しないでください）—————

上記の内容を確認し、以下のとおり通知いたします。

保証金額：

確認欄

年 ____月 ____日

[Day] [Month] [Year]

銀行保証（撤回することのできないスタンバイ信用状）

BANK GUARANTEE [IRREVOCABLE STANDBY LETTER OF CREDIT]

成田国際空港株式会社 宛
千葉県成田市古込字古込 1 番地 1

To: NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION
1-1 Aza-Furugome, Furugome, Narita City, Chiba Prefecture, Japan

千葉県成田市古込字古込 1 番地 1 に登録住所を有する日本の法人である成田国際空港株式会社（以下「NAA」という。）と【航空会社住所地】
【航空会社名】（以下「債務者」という）との間で締結された以下の契約及び債務者に適用される以下の規程等（当該契約及び規程類を総称して以下「規程類」という）の条件及び規定に基づき債務者が NAA に対して負う義務（以下「債務者の義務」という）について、

We refer to the terms of the following rules (the "Rules") applicable between NARITA INTERNATIONAL AIRPORT CORPORATION, a Japanese corporation with a registered address at 1-1 Aza-Furugome, Furugome, Narita City, Chiba Prefecture, Japan ("NAA") and [airline name] at [airline address] (the "Debtor")

and to the obligations of the Debtor toward NAA under the Rules ("the Obligations of the Debtor"):

- Narita International Airport Administrative Regulations (成田国際空港管理規程)
- Service Regulations on Baggage Handling Facility (手荷物取扱施設等供用規程)
- Regulations on Passenger Service Facility and Other Charges (旅客サービス施設等料金規程)
- Service Regulations Governing Check-in Counter Facilities (チェックインカウンター施設供用規程)
- Detailed Regulations on Security Deposit and Payment of Charges (保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則)
- Contracts between NAA and the Debtor, which provide for the application of the aforementioned Detailed Regulations. (NAA と債務者間で締結される契約において上記細則の適用を定めたもの)

【住所地】
【銀行名】（以下「銀行」という。）は、本保証書により、債務者の義務に関する総額_____円までの NAA への支払（以下「保証債務額」という。）につき、取消不能かつ無条件に保証し、また、NAA からの書面による請求に応じ、債務者からの異議申し立てにかかわらず、相殺や反訴を一切権利主張することなく、銀行は NAA に対して、請求回数を問わず、保証債務額を上回らない額を支払わねばならないことを、誓約し合意する。

we, [bank name] at [address]

(the "Bank") hereby irrevocably and unconditionally guarantee (the "Guarantee") the payment to NAA of a sum or sums not exceeding in the aggregate an amount of JPY _____ (Japanese Yen _____ Only) (the "Guaranteed Sum") with respect to the Obligations of the Debtor and accordingly covenant and agree that, upon the receipt of a written demand from NAA, and notwithstanding any objection made by the Debtor and without any right of set-off or counterclaim, we shall pay to NAA such amount or amounts as shall have been so demanded by one or more such demands up to, but not exceeding, in the aggregate the Guaranteed Sum.

第2号様式（第3条関係）/ Form No.2 (ANNEX to Article 3)

本保証書に基づくすべての支払は、NAA の請求を受けてから 7 営業日以内に、NAA が指定する銀行口座に日本円にて着金され、かつ、NAA によりその着金が確認されなければならず、また、税金、諸経費、手数料その他いかなる性質の費用も差し引かれてはならないものとする。

All payments to be made hereunder shall be received at NAA's designated bank account in Japanese yen and confirmed its receipt by NAA within seven (7) business days after receipt of NAA's demand, and shall be made free and clear of, and without deduction for any taxes, charges, fees, deductions or withholdings of any nature whatsoever.

本保証書の規程に基づく銀行に対するすべての通知又は請求は、書面で【英語／日本語】により、【住所地】の住所に所在する
【銀行の日本国内支店】（以下、「日本支店」という。）に送達されなければならない、また、この銀行保証の発行、（口頭、書面、その他いかなる方法にも関わらず）銀行との連絡、及び本保証書に基づく銀行による支払いは日本支店を通して行われるものとする。

All demands and notices under the terms of this Guarantee must be in writing and in [English/Japanese] and be submitted to [branch name in Japan] at [address], Japan (the "Japanese Branch"), and the issuance of this Guarantee, any communication (regardless of whether it is oral, written, or by any other means), and any payments by the Bank under this Guarantee shall be made through the Japanese Branch.

本保証書におけるいかなる他の規定にかかわらず、本保証書に基づく銀行の債務総額の上限は、保証債務額を上回らないものとする。

Notwithstanding any other provisions in this Guarantee, our maximum aggregate liability hereunder shall not exceed the Guaranteed Sum.

本保証書は（以下「契約満了日」という。）まで有効であり、本保証書に基づく銀行の債務は、契約満了日が銀行により延長されない限り、契約満了日に終了するものとする。

This Guarantee shall remain valid and in full force and effect until （the "Expiry Date"）, and our liability hereunder shall cease and terminate on the Expiry Date, unless the Expiry Date is extended by the Bank.

本保証書は日本法に準拠し、解釈されるものとし、また、NAA と銀行は、本保証に起因または関連する全ての紛争、論争又は意見の相違については、千葉地方裁判所または千葉簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに、取消不能の同意をする。

This Guarantee shall be governed by and construed in accordance with the laws of Japan and NAA and the Bank irrevocably agree that any disputes, controversies or differences arising out of or relating to this Guarantee shall be subject to the exclusive jurisdiction of Chiba District Court or Chiba Summary Court in first instance pursuant to its subject matter jurisdiction.

署名捺印欄 [Signature and seal] : _____

銀 行 名 [Name of Bank] :

住 所 [Address] :

日 付 [Date (Year/Month/Date)] :

第3号様式（第3条関係）

保証金預託に係る届出書（変更）

年　月　日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長

様

住 所
会社名
役職名
氏 名

印

保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則について承諾の上、保証金の預託にあたり、以下のとおり変更を届出いたします。

預託の方法	<input type="checkbox"/> 現金の預託 <input type="checkbox"/> 銀行保証書等の提出 (発行銀行名:)
預託方法の変更	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり
使用ターミナル	<input type="checkbox"/> T 1 <input type="checkbox"/> T 2 <input type="checkbox"/> T 3
内際区分	<input type="checkbox"/> 国際線 <input type="checkbox"/> 国内線
飛行目的	<input type="checkbox"/> 旅客便 <input type="checkbox"/> 貨物便
使用機材 ※複数の機材がある場合は、使用頻度が最も多い型式とする	型 式： 便 数：
別表による分類 (国内線のみ)	グループ： 直前離陸空港：

—————以下、会社記入欄（記入しないでください）—————

上記の内容を確認し、以下のとおり通知いたします。

再預託額：既預託額：再計算額：差 額：

確認欄

第4号様式（第3条関係）

保証金返還申請書

年　月　日

成田国際空港株式会社
代表取締役社長
様

住 所
会社名
役職名
氏 名

印

保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則第3条第5項に基づき、預託している保証金について、以下のとおり返還を申請いたします。

預託の方法 (いずれかに✓をつける)	<input type="checkbox"/> 現金の預託 <input type="checkbox"/> 銀行保証書等の提出
保証金額	円

—————以下、会社記入欄（記入しないでください）—————

以下のとおり、保証金/銀行保証書等の返還について通知いたします。

確認欄

第5号様式（第12条関係）

委任状

年　月　日

成田国際空港株式会社

代表取締役社長

様

住 所
会社名
役職名
氏 名
電話番号

印

保証金の預託及び使用料等の支払等に関する細則第12条に基づき、同細則に規定される全ての手続きについて、下記の者に、弊社に代わり手続きすることを委任します。

なお、同細則に基づき委任先が実施した、または実施しなかった手続きから生じる事象について、御社に対する最終的な責任の所在は弊社にあることを確認しました。

委任先会社名

住所

代表者氏名

電話番号

—————以下、会社記入欄（記入しないでください）—————

使用料等の支払いを委託することについて確認いたしました。

確認欄